

## 関係資料 3. 廃棄物処理基準

廃棄物の保管、収集、運搬、再生（再資源化）、処分（中間処理を含む）等の基準や許認可に関するルールは、『廃棄物処理法』で定められている。家電リサイクル法等の個別リサイクル法に則って処理を行う場合にも、個別リサイクル法で特に定められている場合（特例）を除いて、『廃棄物処理法』に準拠する必要がある。これらの基準を遵守するために、種々な再資源化処理技術・製品が開発されている。

ここでは、関連する処理基準の概要について、該当条文を抜粋、紹介する。

### 3.1 産業廃棄物の処理基準

#### (1) 産業廃棄物の収集又は運搬基準【廃棄物処理法施行令 第6条第1項第1号】

- ①産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ②悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③収集又は運搬のための施設には、生活環境の保全上支障を生ずる恐れのないように必要な措置を講ずること。
- ④運搬車、運搬容器および運搬用パイプラインは、飛散、流出、悪臭の漏れがないものであること
- ⑤運搬車両（運搬船）を用いる場合には、「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車（船舶）」である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、必要な書面を備え付けておくこと。
- ⑥石綿含有産業廃棄物（非飛散性、廃石綿を除く）は、破碎せず、かつ混合せず、他のものと区別すること。
- ⑦保管は原則禁止のため、すぐに自己処理するか委託すること。ただし、排出から自ら処理するまでの間あるいは委託した処理業者が収集するまでの間、積み替え保管が認められている。

<特別管理産業廃棄物の場合、さらに追加される>

- ⑧人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ⑨その他の物と混合する恐れのないように、他の物と区分すること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合であって、この感染性廃棄物以外の物が混入する恐れのない場合は区分しないで収集運搬することができる。
- ⑩次の事項を記載した文書を携帯すること（運搬容器に記載されていれば、文書の携帯は不要。）。「特別管理産業廃棄物の種類」「取り扱う際に注意すべき事項」
- ⑪感染性産業廃棄物又は PCB 廃棄物の場合は、必ず運搬容器に収納して収集、又は運搬すること。
- ⑫感染性産業廃棄物又は PCB 廃棄物を収納する運搬容器は次の構造を有するものであること。  
「密閉できること（PCBに関しては漏れ防止措置が講じられていること）」  
「収納しやすいこと」  
「損傷しにくいこと」

#### (2) 産業廃棄物の処分又は再生基準【廃棄物処理法施行令 第6条第1項第2号】

- ①産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ②悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③処分又は再生のための施設には、生活環境の保全上支障を生ずる恐れのないように必要な措

置を講ずること。

- ④焼却する場合には、決められた構造を有する焼却設備を用いて、決められた方法により焼却すること。
- ⑤熱分解を行う場合には、決められた構造を有する熱分解設備を用いて、決められた方法により行うこと。
- ⑥特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分を行う場合には、決められた方法により行うこと。
- ⑦石綿含有産業廃棄物の処分又は再生は次の方法で行うこと。
  - ・ 熔融施設において石綿が検出されないように熔融する。
  - ・ 国が認定した無害化処理の方法で処理を行う。

### (3) 産業廃棄物の保管基準【廃棄物処理法施行規則 第8条】

- ①保管期間は、自ら処理するまで又は収集運搬するまでのやむを得ない期間のみであること。
- ②保管場所の周囲に囲いが設けられていること。(廃棄物の荷重がかかる場合には、構造耐力上安全であること。)
- ③見やすい場所に必要事項が記載された掲示板が設けられていること。
- ④保管に伴い生ずる汚水によって、公共水域及びおよび地下水を汚染しないよう、必要な排水溝等を設けるとともに床面を不浸透性材料で覆うこと。
- ⑤屋外において容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物が決められた高さを超えないようにすること。
- ⑥ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑦保管数量の上限は1日の平均的な排出量の14日分。
- ⑧石綿含有産業廃棄物が他の物と混合する恐れのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑨飛散の防止のため、覆いをする、梱包する等必要な措置を講ずること。

### (4) その他の基準

- ①産業廃棄物の埋立処分基準【廃棄物処理法施行令 第6条第1項第3号】
- ②産業廃棄物の海洋投入処分基準【廃棄物処理法施行令 第6条第1項第4～5号】

## 3.2 一般廃棄物処理基準

一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を行う場合の処理の基準が、『廃棄物処理法』第6条の2第2項により、政令で次のように規定されている。したがって、一般廃棄物の処理業者は、この基準に従って、適切に処理しなければならない。

### (1) 共通基準【施行令 第3条第1号、第2号】

- ①収集若しくは運搬又は処分は、次のように行うこと。
  - ア 一般廃棄物が飛散し、および流出しないようにすること。
  - イ 収集若しくは運搬又は処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ②一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずる恐れのないように必要な措置を講ずること。

### (2) 収集又は運搬の基準【施行令 第3条第1号】

- ①運搬車、運搬容器および運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、および流出し、並び

に悪臭が漏れる恐れのないものであること。

②一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

イ 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

ウ 積替えの場所には、ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

③一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

④一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

a 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

b 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

イ 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

a 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずる恐れがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域および地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

b 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

c その他必要な措置

ウ 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊およびはえその他害虫が発生しないようにすること。

⑤法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

(3) 処分（埋立処分を除く。）の基準【施行令 第 3 条第 2 号】

①一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

②一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、焼却を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

③一般廃棄物の保管を行う場合には、「(2) 収集又は運搬の基準④」の規定の例によること。

④法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

⑤し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

⑥特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。）の再生又は処分を行う場合には環境大臣が定める方法によること。

(4) その他

①埋立処分の基準【施行令 第3条第3号】